ポジティブリスト制の導入について

1. ポジティブリストとは

農産物に残留する農薬について、現在は、食品衛生法により残留基準が設定され、これを超えた 農産物のみ流通は原則禁止されていますが、残留基準が設定されていない農薬は規制の対象外と なっておりました。平成15年5月30日に改正された食品衛生法では、残留基準が設定されていない 農薬の場合でも、一定の基準を超えて検出されると、その農産物の流通は原則禁止となりました。

- 2. どういった時に残留基準を超えてしまうのか 残留基準を超える可能性がある場合は以下の通りです
 - ・隣接した圃場周辺から農薬が飛散した(ドリフト)
 - ・適用対象外の作物へ農薬を使用した
 - ・農薬の倍率・回数・使用量・使用時期を守らなかった
 - ・散布器具等の洗浄が不十分で、前回使用した農薬が残っていた
- 3. ドリフト(飛散)を防止するには 農薬の飛散防止ポイントは以下の通りです
 - 風のない時を選んで散布をする
 - ・飛散しにくいよう近隣園地を背にして散布する
 - ・作物の近くで散布し噴頭を上に上げなない
 - ・散布機の圧力と風量は強すぎないようにする
 - ・適正な散布ノズルを使用する
 - ・散布水量は多すぎないよう注意する
 - ・遮蔽(しゃへい)シートや網目ネットを設置する
- 4. JA徳島市の農産物の安心安全への取り組み

JA徳島市では、農産物の安全性を確保するため、次に示す安全確保対策に、より一層取り組んで参ります。

- (1) 生産履歴記帳の徹底
 - 栽培農家は圃場ごとに統一した様式の栽培履歴記帳に記入を行い、出荷10日前までに提出し 安全性が認められたものから出荷を行います。
- (2) 定期的に農産物の農薬残留について自主検査を行います
- (3) 栽培講習会や出荷協議会・販売反省会等での周知徹底を図ります。

もし、ドリフト(飛散)等の事故が発生した場合は、出荷が行えるるかどうかの 検査が必要となります。このような場合はお近くのJAへご報告をお願い致します。